

(平成28年3月15日更新)

補助事業名	対象者	支援内容	補助上限・補助率	募集期間
【販路拡大】				
小規模事業者向け 平成27年度補正 小規模事業者持続化補助金 (中小企業庁)	以下の小規模事業者 ■常時使用する従業員が5人以下の次の業種 ・卸売業・小売業 ・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) ■常時使用する従業員が20人以下の次の業種 ・サービス業のうち、宿泊業・娯楽業 ・製造業その他	経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業 (対象となる取組の例) ・広告宣伝費(広告費) ・集客力を高めるための店舗改装費(外注費) ・展示会・商談会への出展(展示会等出展費) ・商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更(開発費)	・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助額 上限50万円 ※ただし、取り組みによっては上限額変更もあり(詳しくは左記補助事業名をクリックしてご確認ください)	平成28年2月26日(金) ～5月6日(金) [商工会議所への提出期限]
【ものづくり】				
中小企業・小規模事業者向け 新技術開発助成((公財)新技術開発財団)	(1)資本金3億円以下または従業員300名以下で、自ら技術開発する会社であること。 (2)大企業(資本金3億円超、かつ従業員300名超)でないこと。 (3)大企業の子会社、関連会社ではないこと。 (4)上場企業でないこと (5)上場企業の子会社、関連会社でないこと。	■開発技術の要件 (1)独創的な国産の技術であり、本技術開発に関わる基本技術の知的財産権が特許出願等により主張されていること。 (2)開発段階が実用化を目的とした開発試作であること。すなわち、「原理確認のための試作」や「商品設計段階の試作」は対象外。 (3)実用化の見込みがある技術であること。 (4)開発予定期間が原則として1年以上であること。ほか ■助成の対象 開発試作に直接必要な費用(ただし、社内人件費は原則助成対象外)で、助成期間中に発注し、当期間中に支払が終了するものに限る。 ※詳しくは左記助成事業名をクリックしてご確認ください。	・助成率:試作費合計の2/3以下 ・助成上限:2,000万円	平成28年4月1日(金) ～4月20日(水) [締切日消印有効]

<p>中小企業・小規模事業者向け</p> <p>平成27年度補正 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金(中小企業庁)</p>	<p>日本国内に本社および開発拠点を有する中小企業。</p> <p>※認定支援機関の全面的なバックアップを得た中小企業であることが必要。</p>	<p>中小企業新事業活動促進法第11条第1項に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う事業であって、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」(平成27年1月)に沿って行う新しいサービスモデルの開発等が対象。</p> <p>※ 法に基づく認定を受けていない場合は、各経済産業局等に法認定計画の認定申請を行う必要があります。法認定申請(変更認定申請を含む)は随時受け付けていますので、できるだけ早めに担当経済産業局等にご相談下さい。なお、本事業に応募するための法認定申請受付の締切は、平成28年4月18日(月)17:00(本事業の受付の締切日と同じ)とします。</p> <p>※ 法認定申請の詳細については、下記のURLをご参照下さい。</p> <p>http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html</p>	<p>・補助事業期間:2年度</p> <p>・補助金額:初年度3,000万円以下</p> <p>・補助率:補助対象経費の2/3以内</p> <p>※2年度目は、原則として初年度の補助金交付決定額と同額が上限となります。</p>	<p>平成28年4月18日(月) 17:00必着</p>
---	--	---	---	----------------------------------

【省エネ】

<p>中小企業・小規模事業者向け</p> <p>中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金(資源エネルギー庁)</p>	<p>以下全ての要件を満たす事業者。</p> <p>(1)国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。</p> <p>(2)原則、本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であること。</p> <p>(3)法定耐用年数の間、導入設備等を継続的に維持運用できること。 ほか</p> <p>※詳しくは左記助成事業名をクリックしてご確認ください。</p>	<p>以下の全ての要件を満たす事業を支援。</p> <p>(1)日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等(以下、「事業所」という。)において使用している設備を更新する事業であること。</p> <p>(2)既設設備を省エネルギー性の高い補助対象設備へ更新することにより、省エネルギー効果が得られる事業であること。</p> <p>ほか</p> <p>補助対象となる設備区分は、以下の区分とする。</p> <p>高効率照明 / 高効率空調 / 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 / 高性能ボイラ / 低炭素工業炉 変圧器 / 冷凍冷蔵庫 / FEMS</p>	<p>・補助率: 補助対象経費の3分の1以内</p> <p>・補助上限: 1事業者あたりの補助金 1億円</p> <p>・補助下限: 1事業所あたりの補助金 50万円</p> <p>※中小企業者及び個人事業主の場合は30万円</p> <p>※いずれの場合も補助金下限額未達は対象外</p>	<p>〈一次公募〉: 平成28年3月22日(火) ~4月22日(金)17:00必着</p>
---	---	---	--	---

【サービス】

<p>中小企業者向け</p> <p>平成27年度予算 商業・サービス競争力強化連携支援事業</p>	<p>中小企業新事業活動促進法第11条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者(連携参加者のうち、みなし大企業を除く中小企業者及び大学・公設試等に限定)です。</p>	<p>経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業 (対象となる取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費(広告費) ・集客力を高めるための店舗改装費(外注費) ・展示会・商談会への出展(展示会等出展費) ・商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更(開発費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助額 上限50万円 <p>※ただし、取り組みによっては上限額変更もあり(詳しくは左記補助事業名をクリックしてご確認ください)</p>	<p>平成28年2月26日(金) ～5月6日(金) [商工会議所への提出期限]</p>
<p>【雇用・人材育成】</p>				
<p>非正社員の雇用及び正社員化</p> <p>キャリアアップ助成金(厚生労働省)</p>	<p>新規の雇入・パート社員の正社員化などの計画のある、雇用保険適用事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■人財育成コース 非正規社員に対してジョブ・カードを活用した有機実習型訓練を実施した場合に助成。 ■正規雇用等転換コース 非正規社員を正規雇用等に転換又は直接雇用した場合に助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ■人財育成コース <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限 1年度 500万円/社 ・助成金額OFF-JT 800円/時間 OJT 800円/時間 ■正規雇用等転換コース 有期⇒正規 60万円/1人 	<p>随時</p>
<p>新規雇用</p> <p>地域雇用開発奨励金(厚生労働省)</p>	<p>雇用機会が特に不足している地域(※鹿児島市を含む)の雇用保険の適用事業所</p>	<p>事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額 50万円～800万円 <p>※設置・整備費用と増加した支給対象者の数に応じて助成額が決まります</p>	<p>随時</p>
<p>賃金引上</p> <p>最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業(厚生労働省)</p>	<p>事業場内の最も低い時間給の引上げを行う中小企業・小規模事業者</p>	<p>就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入等に係る経費の一部を助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限 100万円 ・補助率 1/2 	<p>随時</p>